

放送大学学園寄附金等受入規程第11条のただし書きに定める間接経費の
取扱いに関する申合せ

平成26年7月1日
常 勤 理 事 会
改正 令和3年5月18日

放送大学学園寄附金等受入規程第11条のただし書きに基づく、理事長が必要と認める直接経費のみを受け入れることができる場合とは、以下に掲げる寄附金等を受け入れる場合とする。

- ① 寄附金等受入規程第2条第2項に定める助成金
- ② 学生の支援を目的としたもの
- ③ 放送大学学園が実施する記念募金等によるもの
- ④ 寄附科目への寄附によるもの
- ⑤ その他理事長が認めたもの

附 則

この申合せは、令和26年7月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和3年6月1日から実施する。